

【新設】(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)

42 の 12 の 4-1 法人が、措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する特定経営力向上設備等（以下 42 の 12 の 4-9 までにおいて「特定経営力向上設備等」という。）の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(注) 法人が、同条第 2 項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。

【解説】

1 本制度の適用対象となる中小企業者等とは、中小企業投資促進税制（措法 42 の 6）の適用対象法人である中小企業者等又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制（措法 42 の 12 の 3）の適用対象法人で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の認定を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する中小企業者等に該当するものとされている（措法 42 の 12 の 4 ①）。ここで、中小企業投資促進税制の適用対象法人である中小企業者等とは、措法第 42 条の 4 第 3 項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものをいい、また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用対象法人とは、経営改善指導助言書類の交付を受けた中小企業者又はこれに準ずる一定の法人で、青色申告書を提出するものをいう（措法 42 の 12 の 4 ①）。ここで、この中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいう（措法 42 の 4 ⑧六、措令 27 の 4 ⑫）。

① その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。②において同じ。）の所有に属している法人

② ①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

2 この「中小企業者等」に該当するかどうかの判定について、上記 1 のとおり資本金の額若しくは出資金の額又は従業員の数といった外形的基準に基づいて行うこととされている。その判定の時期として、例えば、①期首、②特定経営力向上設備等の取得等をした時、③当該設備等を事業の用に供した時あるいは④期末などが考えられるが、これらのうち中小企業者に該当していた時期と該当していない時期とがあるような場合は、この判定をいつの時点で行うべきかという疑問が生じる。

3 ところで、本制度が、中小企業者等の設備投資を促進するために設けられた税制上の優遇措置であるという点からも、中小企業者等であるという現況の下に特定経営力向上設備等の取得等をして事業の用に供することを予定した制度といえる。このため、仮に中小企業者等であるという現況の下に特定経営力向上設備等の取得等をして事業の用に供した法人につき、期末において中小企業者等に該当しなくなったとして本制度の適用を受けられない

とした場合には、当該法人に思わぬ税負担を強いることになり、ひいては設備投資計画の修正を余儀なくさせる結果をも生じることとなり、本制度の趣旨に合致しないこととなる。

4 そこで、中小企業者等に該当するかどうかは、その特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により行う旨を、本通達において明らかにしている。したがって、特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日において、中小企業者等に該当していれば、期首又は期末において中小企業者等に該当していなくても本制度の適用は認められるということになるが、一方で、その取得等をした日において中小企業者等に該当していたが事業の用に供した日においては中小企業者等に該当しなくなった場合や、その事業の用に供した日には中小企業者等に該当するものの、その取得等をした日においては中小企業者等に該当していなかった場合には、本制度の適用はないということになる。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5－1）を定めている。